

福岡市公報

令和7年3月31日 第7132号(別冊11)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
交 通 局	
○福岡市交通事業管理者職務代理者規程の一部改正（規程第3号）	1
○福岡市交通局事務分掌規程の一部改正（規程第4号）	1
○福岡市交通局安全管理規程の一部改正（規程第5号）	6
○福岡市交通局理事以下専決規程の一部改正（訓令第1号）	11

交 通 局

福岡市交通事業管理者職務代理者規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第3号

福岡市交通事業管理者職務代理者規程の一部を改正する規程

福岡市交通事業管理者職務代理者規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「運転車両部長」を「運輸部長」に改め、本則第5号中「施設部長」を「施設車両部長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第4号

福岡市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

福岡市交通局事務分掌規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中

「契約管財係
広報戦略課
企画係」を に改め、「契約管財係」を削り、同条第2号中
広報戦略課
「駅務サービス課
利用促進係」及び 駅務指導係 を削り、同条第3号中「運転車両部」を
業務管理係」
「車両課
計画係 「駅務管理課
運輸部」に、 車両係 を 駅務指導係 に改め、同条第4号中
車両設計係 業務管理係」
検修設計係」
「施設部」を「施設車両部」に、「建築係」を 「建築第1係
建築第2係」に、
「電気設備・検査係」を 「電気設備・検査係
工場整備係」 に改め、「駅務システム係」を削り、
「電力指令
車両課
計画係
電力指令」を 車両係 に改める。
車両設計係
検修設計係」

第3条総務課の分掌事務第12号から第15号までを次のように改める。

- (12) 公正な職務の推進に係る対応支援に関すること（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (13) 契約事務の統括及び検査事務（他の課の所管に係るものを除く。）の連絡調整に関すること。
- (14) 工事等の請負契約に関すること。
- (15) 委託契約に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 会場等の設営、写真の撮影及びデザイン業務の委託
 - イ 駅舎、姪浜合同事務所、車両、姪浜車両基地及び橋本車両基地の清掃等に関する業務の委託
 - ウ 高速鉄道の定期券等の発売に関連する業務の委託
 - エ 広告に関連する業務の委託
 - オ 委託審査委員会に関すること。
 - カ その他管理者が特に認めたもの

第3条総務課の分掌事務中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号の次に次の3号を加える。

- (16) 予定価格が10万円を超える物品の購入等の契約に関する事。ただし、食料、生花、写真の焼付並びに図書、美術品及び映画等の著作物の購入を除く。
- (17) 普通財産の取得、管理、活用及び処分（他の課の所管に係るものを除く。）並びに財産管理の調整統括に関する事。
- (18) 庁用自動車の管理の統括に関する事。

第3条総務課の分掌事務の次に次のように加える。

広報戦略課

- (1) 高速鉄道事業の経営に係る基本計画に関する事。
- (2) 高速鉄道事業の経営に係る重要事項の企画及び調整に関する事。
- (3) 広報、報道及び広聴に係る調整に関する事（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (4) 関係機関・団体との連絡調整に関する事（他の課の主管に係るものを除く。）。
- (5) 乗客誘致に係る企画及び広報その他の増客増収対策に関する事。
- (6) 交通局グッズの開発及び販売に関する事。
- (7) 課の予算、決算及び経理に関する事。

第3条財務課の分掌事務中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号及び第11号を削り、同条営業課の分掌事務中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、同条DX推進課の分掌事務第2号中「ホームページ及びSNS」を「ホームページ等」に改め、同条同課の分掌事務第5号を次のように改める。

- (5) 出改札設備等に関する事（他の課の主管に係るものを除く。）。

第3条駅務サービス課の分掌事務を削り、同条運転車両部の分掌事務中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同条運転課の分掌事務の次に次のように加える。

駅務管理課

- (1) 駅の管理、運営及び危機管理の統括に関する事。
- (2) 駅務サービスの企画及び調整に関する事。
- (3) 駅施設及び設備機器の管理及び運用に係る調整に関する事。
- (4) 駅業務の委託に関する事。
- (5) 駅の共同使用に関する事。
- (6) 駅務関係職員の研修、業務指導及び教育訓練に関する事。
- (7) 乗車料金の審査及び調査に関する事。
- (8) 課の予算、決算及び経理に関する事。

第3条車両課の分掌事務を削り、同条施設部の分掌事務中「施設部」を「施設車両部」に改め、同条電気課の分掌事務中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条同課の分掌事務の次に次のように加える。

車両課

- (1) 車両の計画、設計、製作及び改造に関すること。
- (2) 車両検修設備の計画、設計及び工事の施行に関すること。
- (3) 車両に係る許認可に関すること。
- (4) 他の鉄道との直通運転に係る車両の連絡調整に関すること。
- (5) 課の予算、決算及び経理に関すること。
- (6) 姪浜車両工場及び橋本車両工場の主管に属さないこと（車両に係る業務に限る。）。
- (7) 車両管理者に関すること。

第15条の表運転車両部の部中「運転車両部」を「運輸部」に改め、同部中姪浜車両工場の項及び橋本車両工場の項を削り、同表施設部の部中「施設部」を「施設車両部」に改め、同部橋本保守事務所の項に次のように加える。

姪浜車両工場
橋本車両工場

第15条の2の表営業部駅務サービス課の項中「営業部駅務サービス課」を「運輸部駅務管理課」に改める。

第16条の3及び第16条の4を削り、第17条の2の次に次の2条を加える。

(姪浜車両工場)

第17条の3 姪浜車両工場の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 姪浜車両基地及び関連施設の管理運営に関すること。
- (2) 1号線及び2号線の車両の保守、管理及び改造に関すること（車両課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 1号線及び2号線の車両検修設備の保守、管理、改修工事の設計等の施行に関すること（車両課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 他の鉄道との直通運転に係る車両の整備に関すること。
- (5) 姪浜車両基地の改修に係る設備の設計及び工事の施行に関すること。
- (6) 1号線及び2号線の列車の保安に関すること。
- (7) 姪浜車両基地構内における車両等の運転及び信号取扱いに関すること。
- (8) 1号線及び2号線の車両の運用に関すること。
- (9) 姪浜車両工場の予算、決算及び経理に関すること。

2 姪浜車両工場に次の係を置く。

施設係

修車係

検車係

3 係の事務分掌は、工場長が定める。

(橋本車両工場)

第17条の4 橋本車両工場の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 橋本車両基地及び関連施設の管理運営に関すること。
 - (2) 3号線の車両の保守、管理及び改造に関すること（車両課の所管に係るものを除く。）。
 - (3) (3) 3号線の車両検修設備の保守、管理、改修工事の設計等の施行に関すること（車両課の所管に係るものを除く。）。
 - (4) 3号線の列車の保安に関すること。
 - (5) 橋本車両基地構内における車両等の運転及び信号取扱いに関すること。
 - (6) 橋本車両工場の予算、決算及び経理に関すること。
- 2 橋本車両工場に次の係を置く。

施設係

修車係

検車係

3 係の事務分掌は、工場長が定める。

第24条ただし書中「営業部駅務サービス課長（以下「駅務サービス課長」）を「運輸部駅務管理課長（以下「駅務管理課長」）に改める。

別表第1 2 主査の表を次のように改める。

2 主査

所 属		特 命 事 項	人 数
総務部	財務課	財務会計システム刷新	1
営業部	DX推進課	駅務システム機器刷新	1
施設車両部	施設課	空調設備	1
		電力指令教育	1
		特高機器更新	1
	車両課	車両増備	1

別表第2 運転車両部の部を削り、同表施設部の部中「施設部」を「施設車両部」に改め、同部橋本保守事務所の項に次のように加える。

姪浜車両工場	車両運用	1
	設備等更新	1
	新車保守計画	1

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局安全管理規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第5号

福岡市交通局安全管理規程の一部を改正する規程

福岡市交通局安全管理規程（平成18年福岡市交通事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「運転車両部長」を「運輸部長」に、「運転、車両の保守、管理及び改修」を「駅務及び運転」に改め、同項第5号中「施設部長」を「施設車両部長」に、「及び設備」を「、設備及び車両」に改め、同項第9号中「駅務その他これに付帯する全般の業務を掌理する」を「輸送の安全の確保に必要な情報発信等に関する業務を行う」に改める。

第6条の2（見出しを含む。）中「運転車両部長」を「運輸部長」に、「運転、車両の保守、管理及び改修」を「駅務及び運転」に改める。

第10条の2（見出しを含む。）中「施設部長」を「施設車両部長」に、「及び設備」を「、設備及び車両」に改める。

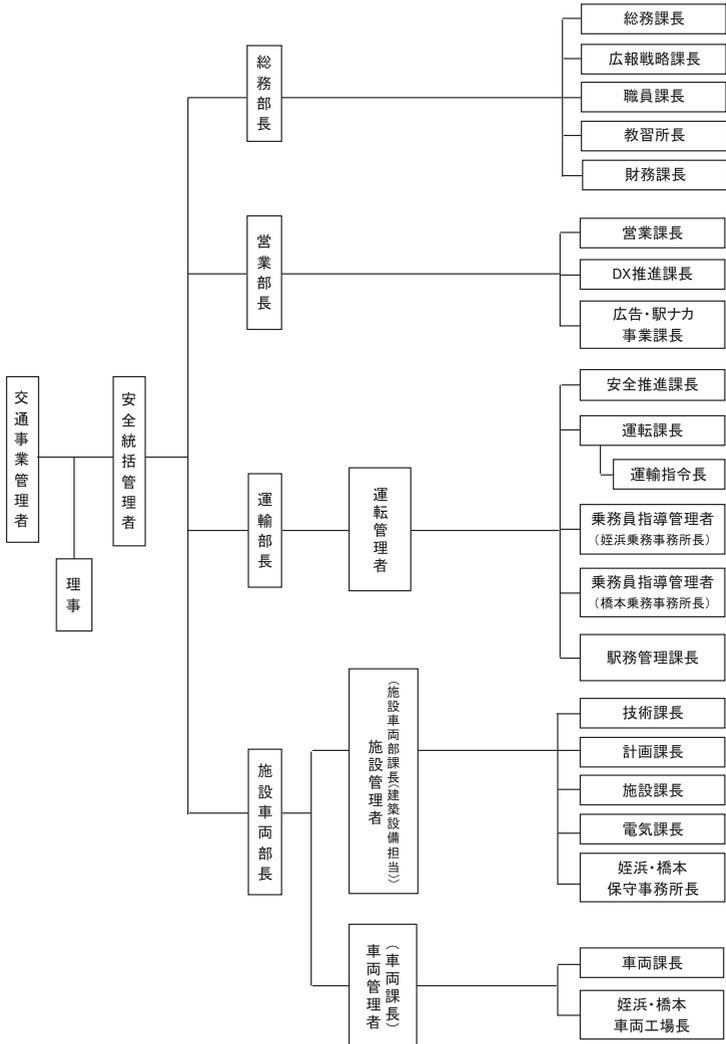
第11条中「施設部」を「施設車両部」に改める。

第16条の2中「駅務その他これに付帯する全般」を「情報発信及び輸送障害等発生時の乗客輸送等」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

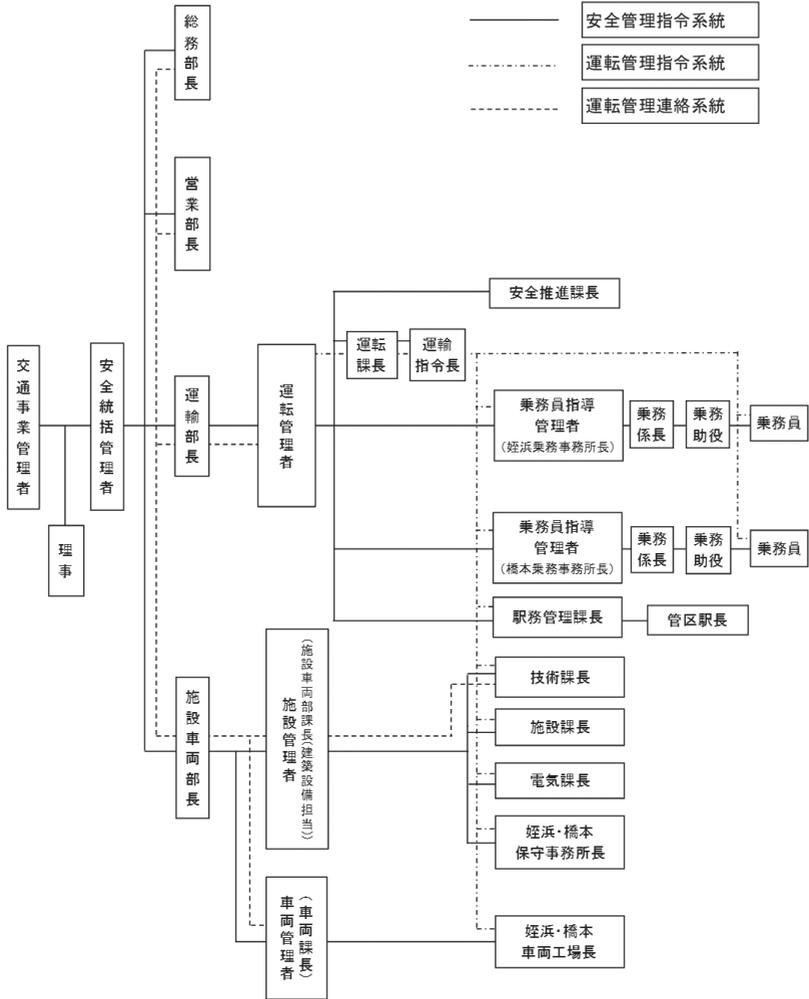
別表第1

安全の確保に関する体制



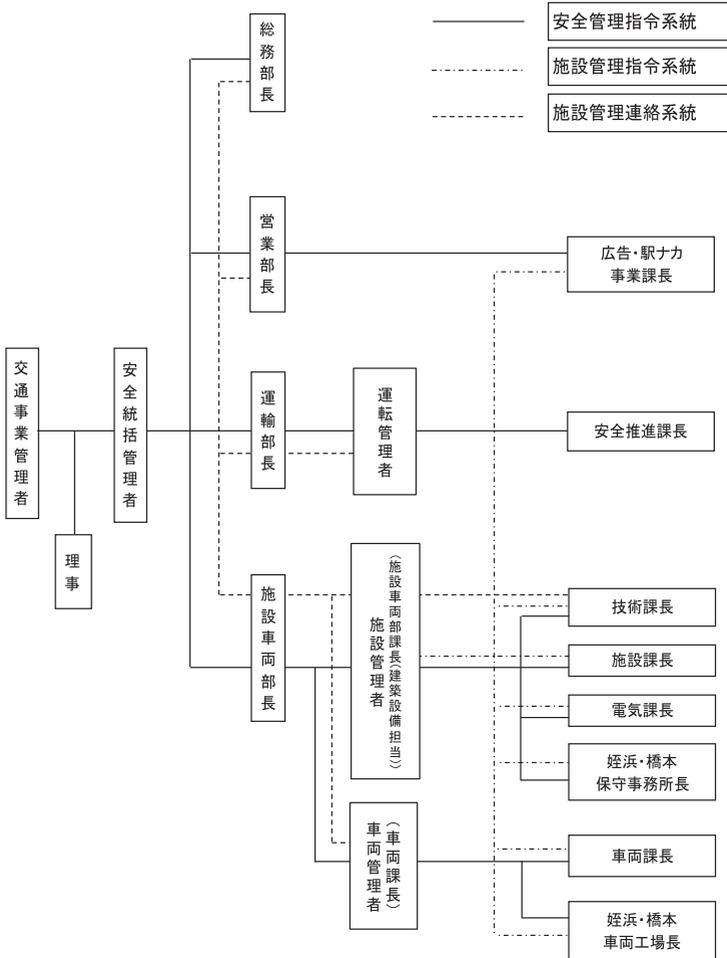
別表第2

運転の管理に係る体制、指揮命令系統図



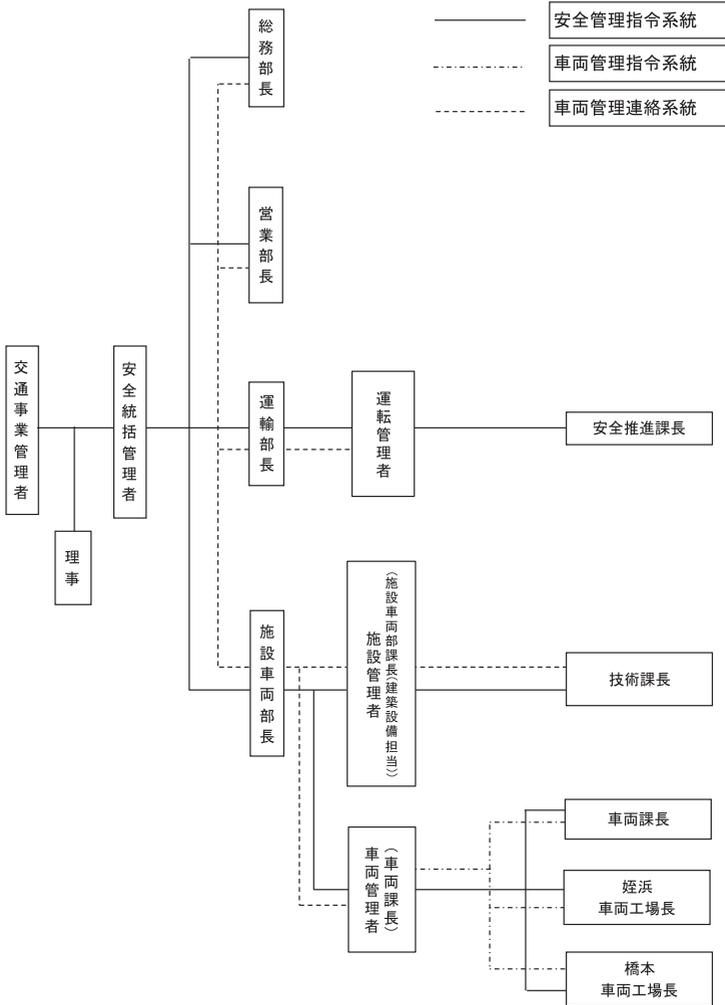
別表第3

施設の管理に係る体制、指揮命令系統図



別表第4

車両の管理に係る体制、指揮命令系統図



附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通局訓令第1号

福岡市交通局理事以下専決規程（昭和56年福岡市交通局訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

別表第4 総務部関係の部総務課長の項専決事項の欄に次の4号を加える。

- (2) 1件1億円未満の工事等の請負契約に係る競争入札参加資格、競争入札参加者又は随意契約相手方の決定及び契約の締結
- (3) 1件3,000万円未満の物件の購入契約及び委託契約に係る競争入札参加資格、競争入札参加者又は随意契約相手方の決定及び契約の締結
- (4) 契約事務規程第38条に規定する前払金の支払い及び返還
- (5) 1件の保険金の額が2,000万円未満の財産に係る各種保険契約

別表第4 総務部関係の部財務課長の項専決事項の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、同表営業部関係の部駅務サービス課長の項を削り、同表施設部関係の項を削り、同表に次のように加える。

運輸部関係	駅務管理課長	(1) 不正乗車の取扱い
-------	--------	--------------

